事業系一般廃棄物と 産業廃棄物



事業系廃棄物の中で もさらに分類が…。

難しく考えないで, 具体例を見ていき ましょう。



■ 事業系一般廃棄物と産業廃棄物の違い

事業系 一般廃棄物

産業廃棄物以外のごみ

事業活動に伴って生じた廃棄物で,産業廃棄物以外のもの をいいます。ほぼ全ての廃棄物を指すようにも思えますが、分 別を徹底すれば,事業系一般廃棄物に該当するごみは,食べ 残した物やリサイクルできない紙程度にとどまります。



産業廃棄物として定められたもの

燃え殻,汚泥,廃油,廃酸,廃アルカリ,廃プラスチック類な ど21種類のものをいいます。さらに、この中でも、爆発性、毒 性,感染性などのあるものが特別管理産業廃棄物として定め られており、それぞれ管理や処理の方法が異なります。



事業所

産業廃棄物が排出されない 事業所はない

事業所で使う機器や薬品,引き出しの中のペンやホッチキ スも産業廃棄物に当たります。産業廃棄物は、どのような事業 所からでも必ず排出されるもので,事業所の規模や排出量は 関係ありません。また、事業系一般廃棄物と産業廃棄物はそれ ぞれに処理を行うための契約が必要です。



廃棄物の処理を委託する場合は, 事業系一般廃棄物と産業廃棄物それぞれに 処理を行うための契約が必要です!!

P18,19



ただし君の質問 その1

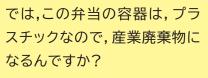


お昼に食べたコンビニ弁当の 容器やジュースの缶は家庭ご みですか?



事業所から出るごみは,全て事業系廃

棄物だと覚えてね。







そうよ。容器はきれいに洗っ てから分別してね。ちなみに, 食べ残した物やお茶殻は事 業系一般廃棄物になるのよ。

